

各 位

会社名 コマツ（株式会社 小松製作所）
代表者名 代表取締役社長 大橋 徹二
（コード：6301 東証第一部）
問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長
浦野 邦子（TEL：03-5561-2616）

米国証券取引委員会への登録廃止申請に関するお知らせ

コマツ（社長：大橋徹二）は、米国証券取引委員会（以下、SEC）への登録廃止申請を行い、米国証券取引法に基づく継続開示義務を終了させることを、本日開催の取締役会で決議しましたので、以下の通りお知らせします。

記

1. SEC登録廃止申請を行う理由

当社は、資金調達等を目的に、1967年に米国で転換社債の発行登録を行って以降、現在までSECへの登録を継続してまいりました。

その間、ユーロ・メディアム・ターム・ノート等による資金調達手段の多様化と、キャッシュ・マネジメント・システム導入による資金効率向上を進めました。また、日本の証券市場の国際化の進展により外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令改正等により日米における開示や内部統制に関する規制の差異の解消が進んだことなど、大きな環境変化がありました。

当社は、こうした状況変化を踏まえた上で、SEC登録を継続する必要性がなくなったと判断し、廃止申請を行うことを決定しました。

2. SEC登録廃止に関するスケジュール

2014年4月上旬：米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請（FORM 15F）を提出。

FORM 15F提出により、米国証券取引法に基づく継続開示義務は一旦停止されます。

2014年7月上旬：SEC登録廃止の完了、米国証券取引法に基づく継続開示義務終了の確定。

SECから審査期間の延長・異議申し立て等があった場合は、その後のスケジュール等が変更となる可能性があります。

3. 今後の予定

SEC登録廃止により、年次報告書（FORM 20-F）を含む米国証券取引法に基づく継続開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表は引き続き米国会計基準に基づき作成し、日本での法定開示書類やニュースリリース等の重要情報とあわせて、当社ホームページ上で英文による開示を継続することで過去情報との比較可能性を確保します。また、今後も当社は株主・投資家を含む全てのステークホルダーに対し情報開示の維持・充実を図ってまいります。

SEC登録廃止後も、当社は米国におけるADRプログラムを継続する予定であり、米国の店頭市場でのADRの取引はこれまでと変更ありません。

以 上